平成 26 年 2 月 13 日

各位

会 社 名　理研コランダム株式会社
埼玉県鴻巣市宮前 547 番地の 1
代 表 者　代表取締役社長　坂爪　康一
コード番号 5395　東証第二部
問合せ先　常務取締役管理本部長　杉浦　順
電話　048－596－4411

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 23 年 3 月 25 日開催の当社第 112 回定時株主総会において株主の皆様から「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます）の更新についてご承認をいただきましたが、現プランの有効期間は平成 26 年 3 月末までに開催予定の当社第 115 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）の終結の時までとされております。

この現プランの有効期間満了に先立ち、平成 26 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、取締役全員の賛成により、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値および株主共同の利益確保・向上を目的として、現プランの一部改定を行ったうえ、実質的に同一の内容にてこれを継続することとし（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます）、その有効期間を平成 29 年 3 月 31 日までに開催される当社第 118 回定時株主総会の終結の時までといたしましたので、お知らせします。

なお、その際、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員が、本プランの具体的運用が適正になされることを条件として、これに同意する旨の意見を述べております。

また、平成 26 年 2 月 13 日現在、当社に対し当社株券等の大規模買付行為の具体的な通告や提案はなされておりません。平成 25 年 12 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに応じるか否かは最終的には個々の株主の皆様の判断・意思に基づくべきものと考えています。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また、株主への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あ

るいはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性もあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

この様な考えから、当社取締役会は、大規模買付行為が、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があるものと考えます。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分であるおそれのある大規模買付行為に対して、当社取締役会が、原則として株主の判断を仰ぎつつ、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とＯＡ器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸張を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記Ⅰ．に定める「基本方針」の実現に資するものと考えております。

Ⅲ．本プランの目的および内容

１．本プランの目的

大規模買付行為（下記「２．(2)①適用対象」に定義されます。以下同じとします）に際し、これに応じて当社株式を売却するか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社事業の特性およびステークホルダーとの信頼関係を十分に理解せず、中長期的な視点に立った経営を行わない場合には、当社グループの企業価値の維持向上は困難であると考えております。

そこで、当社は、株主の皆様が大規模買付行為を評価する際、大規模買付者(大規模買付行為を行う者をいい、以下同じとします)から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見・代替案等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付行為が行われた際に株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するにあたり、必要かつ十分な情報・時間および当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保するため、一定の合理的な仕組み(以下「大規模買付ルール」といいます)が必要不可欠であると判断いたしました。また、当社は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

2. 本プランの内容 (基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1)本プランの概要

① 大規模買付ルールの設定

本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為が行われる場合に、(ⅰ)大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ⅱ)当該大規模買付行為についての検討・評価等を行う時間を確保した上で、(ⅲ)大規模買付者と交渉し、株主の皆様に当社取締役会による意見・代替案等を提示させていただくための手続を定めております。

② 新株予約権無償割当等の実施

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が下記③の特別委員会の勧告を最大限に尊重した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものであると最終的に判断したときは、当社取締役会は、新株予約権無償割当(別紙 2「新株予約権無償割当の概要」ご参照)等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「防衛措置」といいます)の実施を決議することができるものといたします。

③ 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため防衛措置を発動すべきか否かについ

ては、当社取締役会が取締役としての忠実義務および善管注意義務に従って最終的に判断しますが、当社取締役による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は、原則 3 名以上 5 名以内とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社業務を執行する当社経営陣から独立し、当社および当社経営陣との間に特別な利害関係を有していない社外取締役、社外監査役および社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資・銀行業務に精通している者、またはこれらに準じる者)の中から選任されるものといたします。

なお、特別委員会の概要および委員については、別紙 3「特別委員会規則の概要」、別紙 4「特別委員会の委員の略歴」をご参照願います。

(2) 大規模買付ルール

① 適用対象

大規模買付ルールは、大規模買付行為について適用されるものとします。大規模買付行為とは、次のいずれかに該当するかもしくはそれを目的とする買付またはこれに類似する行為(市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません)をいい、当社取締役会があらかじめ同意したものを除きます。

(ⅰ) 当社が発行者である株券等(注 1)について、保有者(注 2)の株券等保有割合(注 3)が結果として 20%以上となる買付

(ⅱ) 当社が発行者である株券等(注 4)について、公開買付(注 5)に係る株券等(注 4)の株券等所有割合(注 6)およびその特別関係者(注 7)の株券等所有割合の合計が結果として 20%以上となる公開買付

② 大規模買付者に対する情報提供等の要求

大規模買付行為を行おうとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、次の各号に定める情報(以下「大規模買付情報」といいます)、および大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面(以下、大規模買付情報とあわせて「買付説明書」といいます)を提出していただきます。

(ⅰ) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者(注 8)、特別関係者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。以下、大規模買付者とあわせて「大規模買付者等」といいます)の詳細(氏名・名称、住所、資本構成、財務内容等を含みます)

(ⅱ) 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の種類・価額、買付時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式に関する担保設定予定・時期、

その他買付資金調達に関する一連の取引の条件、仕組み等を含みます)

(ⅲ) 買付価額の算定根拠(算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額およびその算定根拠等を含みます)

(ⅳ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容

(ⅴ) 大規模買付者に対する資金提供者の概要(氏名・名称、住所、資本構成等を含みます)

(ⅵ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの経営方針および事業計画

(ⅶ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

(ⅷ) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係についての方針(改変の計画の有無および改変の計画がある場合にはその内容)

(ⅸ) その他特別委員会が必要と判断する情報

当社は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に対して提出された買付説明書については、速やかに特別委員会へ提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分であるか否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限(原則として、大規模買付者が当社取締役会の追加情報提出の求めを受けた日後 30 日を上限とします)を定めた上で、当社取締役会を通じて大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることがあります。

③ 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

(ⅰ) 大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会は、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、その日(大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めた旨を公表した場合には当該公表日)を開始日とし、原則として 90 日間(なお、買付の目的・方法、買付対価の種類等、当該大規模買付行為の評価の難易度に応じてこれより短い期間となることがあります)を「特別委員会検討・評価期間」として、検討・評価、意見形成、勧告・開示を行うものとします。

特別委員会検討・評価期間の開始日の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討・比較のために必要と認めるときは、当社取締役会に対しても適宜回答期限(原則として 30 日を上限とします)を定めた

上で企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。

特別委員会は、提供された大規模買付情報および当社取締役会からの情報・資料等を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見(防衛措置の発動の是非に関する勧告を含みます)を慎重に取りまとめることとします。なお、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます)に助言を求めることがあります。

当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、当該意見に基づき、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、または当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

なお、特別委員会が特別委員会検討・評価期間内に当社取締役会に対し防衛措置の発動もしくは不発動につき勧告するに至らない、やむを得ない事情がある場合には、必要な範囲で特別委員会検討・評価期間を最長 30 日間延長することができるものとします。

(ⅱ) 情報開示

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に対して提出された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、法令および当社が上場する金融証券取引所の規則等の遵守を前提とし、かつ、特別委員会の意見も勘案し、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

なお、当該公表がなされた場合には、特別委員会は、当社取締役会を通じて次の事項を適宜適切に公表いたします。

(a) 特別委員会が大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたこと

(b) 特別委員会検討・評価期間の延長が決定された場合(さらに特別委員会検討・評価期間を延長することが決定された場合を含みます)には、その旨および理由、延長期間その他特別委員会が必要と認める事項

また、当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、大規模買付者に対して当該意見を通知すると共に、適宜適切に公表いたします。

④ 特別委員会による勧告

特別委員会は、原則として特別委員会検討・評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する意見を提出するとともに、防衛措置の発動

の是非についても勧告するものとします。

⑤　取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否かについて「特別委員会検討・評価期間」内に速やかに決議するものとします。なお、大規模買付行為は、当社取締役会が防衛措置に関する決定を最終的に行った後に開始されるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに公表いたします。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

①　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。

当社取締役会は、本プランに基づく防衛措置として新株予約権無償割当(その詳細は別紙 2「新株予約権無償割当の概要」ご参照)を実施する場合、大規模買付者等による権利行使は認められないとの条件、および当社が大規模買付者以外の者から当社普通株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項等を設定することがあります。

②　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、当該大規模買付行為に対する防衛措置を発動いたしません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を考慮の上ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。

具体的には、次のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損する場合に該当するものとします。

(ⅰ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等を吊

り上げて高値で当社関係者に引き取らせることを目的として当社株式の買付を行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど，いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行っていると判断される場合

（ⅲ）当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用する目的で当社株式の買付を行っていると判断される場合

（ⅳ）当社の経営を一時的に支配し、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的高配当による株価等の急上昇を狙って高値売抜けをする目的で当社株式の買付を行っていると判断される場合

（ⅴ）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで株券等を買付すること)等、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上株主の皆様に当社株券の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が部分的買付であることをもって直ちにこの場合に該当すると判断するものではありません)

（ⅵ）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法(買付対価の種類・価額、買付時期等を含みます)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると、合理的な根拠をもって判断される場合

③　防衛措置発動の停止等

特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の発動を決定した後であっても、特別委員会の勧告後に大規模買付行為が撤回された場合、または当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、防衛措置を発動することが相当ではないと判断するにいたった場合等には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動の中止を勧告し、または既に行った勧告を撤回することができるものとします。このような特別委員会の中止勧告または勧告の撤回がなされた場合、新株予約権の効力発効日までの間は新株予約権無償割当の中止、また新株予約権無償割当後において行使期間開始までの間は新株予約権無償取得の方法により、当社取締役会は、防衛措置の停止または変更を行うことがあります。

また、特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の不発動を決定した後であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると認められる状況となった場合には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の

発動を勧告することができるものとします。このような特別委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当該勧告を尊重し当該大規模買付行為に対する防衛措置の発動を決定することがあります。

(4) 本プランの有効期間および廃止・変更

本プランの有効期間については、本株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

さらに、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向および当社が上場する金融証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適時適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、原則として、その都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様の賛同を得た上で行うことといたします。

(5) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報・時間を確保し、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、必要かつ十分な情報・時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

しかしながら、上記「Ⅲ．２．(3)①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」および「Ⅲ．２．(3)②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投

資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意を願います。

(2) 本プランに定める防衛措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合には、取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている防衛措置の発動を決定することがあります。

取締役会が防衛措置の発動を決定しますと、別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割当てられます。仮に株主の皆様が権利行使期間内に、行使価格に相当する金銭を払い込んで新株予約権の行使の手続を行われない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、取締役会が防衛措置の発動もしくは発動の中止・変更を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

4. 本プランの合理性

本プランは、次のとおり高度な合理性を有しております。

(1) 買収防衛策に関する行政上の指針の原則に適合していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則および必要性・相当性の原則)に適合しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

(2) 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該買付行為に応じるべきか否

かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、または当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保することなどを可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

(3)　合理的かつ客観的な発動要件が定められていること

本プランは、上記「Ⅲ．２．(3)大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が満たされなければ発動されないものとされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(4)　独立性の高い社外者の判断を尊重すること

当社は、本プランを導入するにあたり、上記「Ⅲ．２．(1)③ 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のため実質的かつ客観的に判断すべき諮問機関として、特別委員会を設置することとしております。

大規模買付行為が行われた場合には、上記「Ⅲ．２．(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、特別委員会が、大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重いたします。

これにより、本プランの運用が当社の企業価値および株主共同の利益に適うよう行われる仕組みが確保されております。

(5)　デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記「Ⅲ．２．(4) 本プランの有効期間および廃止・変更」に記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交代させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないことから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注 1) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 2）金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

（注 3）金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

（注 4）金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

（注 5）金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

（注 6）金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

（注 7）金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

（注 8）金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

別紙　1

大株主の状況　（平成 25 年 12 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数　　30,000,000 株
2. 発行済株式総数　　10,000,000 株
3. 株主数　　1,480 名
4. 大株主（上位 10 名）

株主名	所有株式数(千株)	持株比率(%)
オカモト株式会社	1,133	12.19
株式会社損害保険ジャパン	920	9.90
明治安田生命保険相互会社	920	9.90
株式会社みずほ銀行	461	4.96
小菱商事株式会社	400	4.31
みずほ信託銀行株式会社	400	4.31
ヒューリック株式会社	159	1.71
宇田川恵造	133	1.43
昭和工業株式会社	128	1.38
エムワイ総合企画株式会社	128	1.38

（注）持株比率は自己株式 709 千株を控除して計算してあります。

別紙 2

新株予約権無償割当の概要

本プランに基づく新株予約権無償割当の概要は、以下のとおりであります。

１．新株予約権無償割当に関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記２.に基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます)における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社株式の数を控除します)に相当する数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます)1 株につき 1 個の割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会が別途定める日とします。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます)は 1 株とします。ただし、当社が株式の分割、株式の併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切捨て、金銭による調整は行いません。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 株あたり 1 円を下限とし時価の 2 分の 1 を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める額とします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当の効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、3 ヶ月間の範囲内で当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、新株予約権の取得が行なわれる場合は行使期間の初日の前営業日までとします。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使条件

次の(a)および(b)に該当する者に対しては新株予約権を行使することができないことを条件として定め、(c)から(f)に該当する者に対しては新株予約権を行使することができないことを条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(a) 特定大量買付者(注 1)

(b) 特定大量買付者の特別関係者(注 2)

(c) 特定大量保有者(注 3)

(d) 特定大量保有者の共同保有者(注 4)

(e) 上記(a)から(d)までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、または承継した者。

(f) 上記(a)から(e)までに記載の者の関連者（注 5）

(7) 当社による新株予約権の取得

次の事項等を新株予約権の取得条項として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(a) 当社は、当社取締役会が定める取得日の到来をもって、新株予約権(ただし、上記「(6)新株予約権の行使条件」に記載の新株予約権を行使することができない者の有する新株予約権を除く)を取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個について、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

(b) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(注 1) 公開買付(金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます)により、当社が発行者である株券等の買付等(株券等および買付等は同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本注において同じとします)を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付等の後においてその者が所有(所有に準じる場合として金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項で定める場合を含みます)する株券等に係る株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします)と、その者の特別関係者(注 4)に係る株券等所有割合の合計が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注 2) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外のものによる株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。

(注 3) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます)の保有者(同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます)が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注 4) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者、および同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注 5) 実質的に本文「２．(6)新株予約権の行使条件」の(a)から(e)までに記載の者(以下「当該者」といいます)を支配し、当該者に支配され、もしくは当該者と共同の支配下にある者、または当該者と協調して行動する者として、当社取締役会が認めた者をいいます。

別紙３

特別委員会規則の概要

１．構成

・特別委員会は、企業経営についての高度の見識または高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として３名以上５名以内とします。

・特別委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

２．任期

・特別委員会の委員の任期は、原則として選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任されることを妨げないものとします。任期の満了する当社取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役または当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合には、特別委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

３．権限および責任

・特別委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。

(1) 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断

(2) 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値または株主共同の利益が著しく毀損されるか否かの判断

(3) 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるか否かの判断

(4) 特別委員会検討・評価期間の延長が必要か否かの判断

(5) 防衛措置の発動の要否

(6) 防衛措置の中止等の要否

(7) 本プランの廃止または変更の要否

・特別委員会は、上記の事項に加え、当社取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載の事項等を行うことができます。

(1) 大規模買付者および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

(2) 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討

(3) 大規模買付者との交渉、協議

(4) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討

・特別委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判

断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、特別委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。

・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

・特別委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を受けることができます。

・特別委員会は、企業価値および株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己または経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。

・当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、防衛措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

４．決議

・特別委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以上

別紙 4

特別委員会の委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の３名となります。

氏名　北　尾　哲　郎（きたお　てつろう）

略歴　昭和 20 年 4 月 3 日生まれ

昭和 53 年 4 月　弁護士登録

昭和 58 年 4 月　北尾哲郎法律事務所開設

平成 4 年 4 月　第一東京弁護士会副会長

平成 5 年 5 月　日弁連民事訴訟法改正問題研究委員会副委員長

平成 9 年 2 月　岡村綜合法律事務所パートナー（現任）

平成 25 年 5 月　第一東京弁護士会懲戒委員会委員長（現任）

氏名　本　多　正　明（ほんだ　まさあき）

略歴　昭和 29 年 3 月 30 日生まれ

昭和 51 年 4 月　安田火災海上保険㈱（現㈱損害保険ジャパン）入社

平成 14 年 7 月　㈱損保ジャパン神奈川中央支店長

平成 16 年 4 月　同社神奈川支店長

平成 17 年 6 月　同社関西第一業務部長

平成 19 年 4 月　同社理事　鹿児島支店長

平成 23 年 4 月　㈱損保ジャパン代理店サポート代表取締役社長（現任）

氏名　高橋正一（たかはし　しょういち）

略歴　昭和 20 年 3 月 30 日生まれ

昭和 46 年 1 月　アーサーヤング（現アーンストアンドヤング）会計事務所入所

昭和 50 年 12 月　監査法人東京丸の内事務所（現監査法人トーマツ）入所

平成　3 年 7 月　監査法人トーマツ　代表社員

平成 20 年 9 月　公認会計士高橋正一事務所　所長　（現任）

平成 21 年 3 月　当社　社外監査役　（現任）

平成 25 年 1 月　有限責任監査法人ハルタ常務理事（現任）

(注 1)北尾哲郎氏は岡村綜合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

(注 2)本多正明氏は、本株主総会において当社社外監査役として選任いただくこととしております。

(注 3)高橋正一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。